

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第五号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和二年十一月二十七日 |
| 指定に係る道路の位置 | 朝霞市根岸台二丁目七百二十一番八、七百二十一番十一、七百二十一番十三及び七百三番三、七百四番一、七百五番、七百二十番一、七百二十番二、七百二十一番六、七百二十一番七、千五百五十六番一、千五百五十七番一、千五百五十七番三の各一部 |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 一七〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 六・〇 |